第十九条第二項第一号に次のように加える。

ル　預託証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容（当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、当該有価証券の内容及び当該有価証券に係るリに掲げる事項）

ヲ　当該有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。以下この号において同じ。）の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法（会社法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び同法第二百四十一条第一項又は同法第二百七十七条の規定による新株予約権の割当てによる方法（外国会社にあつては、これらに準ずる方法。）並びに⑴及び⑵に掲げる方法を除く。次号において「第三者割当」という。）により行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第3に掲げる事項

⑴　一定の要件に該当する場合において、当該有価証券の募集又は売出しに係る引受人が当該有価証券と同一の種類の有価証券を当該募集又は売出しと同一の条件で売出しを行うこととされているときに、当該有価証券を当該引受人に割り当てる方法

⑵　新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）を当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行者又はその関係会社の役員、会計参与又は使用人に割り当てる方法

第十九条第二項第二号中「場合）」を「場合）　次に掲げる事項」に改め、同号イ中「からリまで」を「からヌまで」に改め、同号ニ中「又は新株予約券証券」を「、新株予約券証券又は新株予約付社債券」に改め、同号に次のように加える。

ホ　当該有価証券の発行が第三者割当により行われる場合には、第二号様式第一部の第3に掲げる事項

第十九条第二項第二号の二から第四号までの規定中「あつた場合」を「あつた場合　次に掲げる事項」に改め、同項第五号中「認められる場合」を「認められる場合　次に掲げる事項」に改め、同項第六号中「百分の三以上に相当する額である場合」を「百分の三以上に相当する額である場合　次に掲げる事項」に改め、同項第六号の二から第八号までの規定中「決定された場合」を「決定された場合　次に掲げる事項」に改め、同項第九号及び第九号の二中「除く。）」を「除く。）　次に掲げる事項」に改め、同項中第九号の二を第九号の三とし、第九号の次に次の一号を加える。

九の二　提出会社が有価証券報告書を当該有価証券報告書に係る事業年度の定時株主総会前に提出した場合であつて、当該定時株主総会において、当該有価証券報告書に記載した当該定時株主総会における決議事項が修正され、又は否決されたとき　次に掲げる事項

イ　当該有価証券報告書を提出した年月日

ロ　当該定時株主総会が開催された年月日

ハ　決議事項が修正され、又は否決された旨及びその内容

第十九条第二項第十号中「あつた場合」を「あつた場合　次に掲げる事項」に改め、同項第十一号中「生じた場合」を「生じた場合　次に掲げる事項」に改め、同項第十二号中「場合」を「場合　次に掲げる事項」に改め、同項第十三号中「認められる場合」を「認められる場合　次に掲げる事項」に改め、同項第十四号中「百分の三以上に相当する額である場合」を「百分の三以上に相当する額である場合　次に掲げる事項」に改め、同項第十四号の二から第十六号までの規定中「決定された場合」を「決定された場合　次に掲げる事項」に改め、同項第十七号中「あつた場合」を「あつた場合　次に掲げる事項」に改め、同項第十八号中「生じた場合」を「生じた場合　次に掲げる事項」に改め、同項第十九号中「場合」を「場合　次に掲げる事項」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8　第二項第一号に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とは、会社法第二条第十八号に規定する取得請求権付株式に係る株券若しくは法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するもの、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下この項及び次項において「取得請求権付株券等」という。）であつて、当該取得請求権付株券等に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券の数又は当該取得請求権付株券等に表示された権利の行使に際して支払われるべき金銭その他の財産の価額が、当該取得請求権付株券等が発行された後の一定の日又は一定の期間における当該取得請求権付株券等の発行者の株券の価格（法第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格、当該最終の価格を利用して算出される平均価格その他これらに準ずる価格をいう。）を基準として決定され、又は修正されることがある旨の条件が付されたものをいう。

9　取得請求権付株券等と密接な関係を有するデリバティブ取引その他の取引の内容を当該取得請求権付株券等の内容と一体のものとみなした場合において、当該取得請求権付株券等が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（前項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等をいう。以下同じ。）と同じ性質を有することとなるときは、当該取得請求権付株券等を行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなして、この府令の規定を適用する。

第二号様式第一部第1の4⑵及び5中

新株予約権の目的となる株式の種類
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質
新株予約権の目的となる株式の種類

を

に改め、同様式第一部中第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

第3　【第三者割当の場合の特記事項】(23－2)

1　【割当予定先の状況】(23－3)

2　【株券等の譲渡制限】(23－4)

3　【発行条件に関する事項】(23－5)

4　【大規模な第三者割当に関する事項】(23－6)

5　【第三者割当後の大株主の状況】(23－7)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合